

山梨県信用保証協会では、新型コロナウイルスの影響による緊急資金繰り支援として、

●セーフティネット保証4号・5号

●危機関連保証

の取扱いを開始し、**通常の保証限度額を超えて対応**することが可能となっております。

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の保証内容<共通事項>

保証期間 10年以内

貸付金利 金融機関所定

保証人 法人代表者以外は不要

添付書類 通常の申込書類のほかに、市町村長の認定申請書

県や市町村の制度融資を利用することで、

保証料の補助や**利子補給**
を受けられる場合があります。

※保証限度額等の保証内容については別に定めがあります。

《対象》

売上高が前年同月比▲15%以上減少

指定期間 令和3年1月31日まで

保証料率 0.8%

返済据置 2年以内

危機関連保証

《対象》

売上高が前年同月比▲20%以上減少

指定期間 令和2年12月1日まで

保証料率 0.9%

返済据置 1年以内

セーフティネット保証4号

セーフティネット保証5号

《対象》

売上高が前年同月比▲5%以上減少した事業者

保証料率 0.8%

返済据置 1年以内

一般保証

保証限度額

無担保 8千万円
有担保 2億円

さらに別枠

無担保 8千万円
有担保 2億円

別枠

無担保 8千万円
有担保 2億円

通常枠

新型コロナウイルス感染症対策

経営安定関連保証 (セーフティネット保証4号・5号)

山梨県信用保証協会では、新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートします。

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
制度概要	幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠で借入債務を保証します。 (売上高が前年同期比20%以上減少等の場合)	特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(4号と同枠)で借入債務を保証します。 (売上高が前年同期比5%以上減少等の場合)
保証限度額	2億8,000万円(一般保証枠とは別枠)	
対象資金	経営の安定に資する資金(運転資金・設備資金)	
保証期間	10年以内(据置期間1年以内を含む。)	
貸付利率	金融機関所定利率	
保証人	原則として法人代表者以外不要・個人事業主の場合は原則保証人不要	
保証料率	0.9%(責任共有制度対象外)	0.8%(責任共有制度対象)
添付資料	本制度の利用に当たっては、認定申請書(所轄市町村長又は特別区長の認定文言及び記名押印のあるもの。)の提出が必要です。(認定書につきましては、各市町村の担当にお問い合わせください。)	
指定期間等	全都道府県が指定されております。 <指定期間> 令和2年2月18日 ～令和2年12月1日まで	指定業種は当協会・経済産業省・中小企業庁ホームページをご確認ください。 全業種が指定されています。 令和2年5月1日～令和3年1月31日

※金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。



山梨県信用保証協会

本店：TEL 0120-970-260

富士吉田支店：TEL 0555-22-0992

<http://cgc-yamanashi.or.jp>



新型コロナウイルス感染症対策

危機関連保証

山梨県信用保証協会では、新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートします。

危機関連保証

ご利用いただける方	中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者
制度概要	全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種(保証対象業種に限る)の事業者を対象に「危機関連保証」として、 売上高が前年同月比▲15%以上減少 する中小企業・小規模事業者に対して、一般保証枠(2.8億円)、セーフティネット保証枠(2.8億円)に加えて更なる別枠(2.8億円)の保証を対応いたします。
保証限度額	2億8,000万円(一般保証枠・セーフティネット保証枠とは別枠)
対象資金	経営の安定に資する資金(運転資金・設備資金)
保証期間	10年以内(据置期間2年以内)
貸付利率	金融機関所定利率
保証人	原則として法人代表者以外不要・個人事業主の場合は原則保証人不要
保証料率	0.8%(責任共有制度対象外)
添付資料	本制度の利用に当たっては、認定申請書(所轄市町村長又は特別区長の認定文言及び記名押印のあるもの。)の写しの提出が必要です。認定書につきましては各市町村に問い合わせください。
指定期間	令和2年2月1日～令和3年1月31日まで

※金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。

山梨を支える企業とともに

 山梨県信用保証協会

フリーダイヤル 0120(970)260

本店 保証部 〒400-0035 山梨県甲府市飯田 2-2-1

TEL:055-235-9700 FAX:055-232-0166

富士吉田支店 〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田 2-31-14

TEL:0555-22-0992 FAX:0555-22-0921

山梨県信用保証協会

検索

<http://cgc-yamanashi.or.jp/>



山梨県制度融資

経済変動対策融資

(新型コロナウイルス感染症対策関係)

山梨県信用保証協会では、新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートします。

新型コロナウイルス感染症対策関係

ご利用いただける方	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット4号)、中小企業信用保険法第2条第5項第5号(セーフティネット5号)、中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連保証)のいずれかの認定を受けた中小企業者(ただし、県内に事業所等を有するものに限る)
制度概要	県内の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、県内全業種(保証対象業種に限る)の事業者を対象に「新型コロナウイルス感染症対応資金」として、申込要件を満たす中小企業・小規模事業者に対して、3年間の 実質無利息・保証料ゼロ にて保証いたします。
保証限度額	4,000万円(セーフティネット保証枠または危機関連保証枠)
対象資金	経営の安定に必要な事業資金(運転資金・設備資金)
保証期間	10年以内(据置期間5年以内)
貸付利率	1.4%(3年間利子補給あり)※一部利子補給の対象とならない場合がございます
保証人	原則として法人代表者以外不要・個人事業主の場合は原則保証人不要
保証料率	0.85%or1.05%(お客様負担ゼロ)
添付資料	認定書(所轄市町村長又は特別区長の認定文言及び記名押印のあるもの。)の写し、納税証明書(県税)、財務書類 ※認定書につきましては各市町村に問い合わせください
指定期間	令和2年5月1日～令和2年12月31日保証申込受付分

※金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。



山梨県信用保証協会

本店：TEL 0120-970-260

富士吉田支店：TEL 0555-22-0992

<http://cgc-yamanashi.or.jp>

